

附 則

(適用時期)

1 この告示は、令和五年三月三十一日から適用する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の規定は、基準日（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（令和四年金融庁告示第二十二号）附則第二条第三項又は銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（令和四年金融庁告示第二十三号）附則第二条第三項に規定する基準日をいう。以下同じ。）以後に終了する事業年度に係る説明書類又は基準日以後に終了する四半期に係る事項の開示について適用し、基準日前に終了する事業年度若しくは中間事業年度に係る説明書類又は基準日前に終了する四半期に係る事項の開示については、なお従前の例による。